

アンティグア・バーブーダの入国禁止措置及び セントビンセント入国に際する検疫実施措置の更新

3月13日、アンティグア・バーブーダ政府は、3月12日より日本を含む6カ国に過去28日以内に渡航した外国人の入国拒否措置を実施する旨発表しました。また、セントビンセント政府は、13日、同国入国に際する検疫実施措置を更新し、日本への渡航履歴を有する者への検疫措置の停止を含めた旨公表しました。

1. アンティグア・バーブーダ

(1) 3月12日より、日本、中国、イタリア、イラン、韓国、シンガポールに過去28日以内に渡航した外国人（乗客、乗員を含む）の入国を拒否する。

(2) 同国国民と駐在外交官の入国は認める。

※これに伴い、日本出発後28日間は同国への入国は出来なくなりますので、ご注意ください。

2. セントビンセント

(1) 中国、韓国、イタリア、イランへの渡航履歴を有する者は、入国後14日間の検疫措置をとる。

(2) 日本、シンガポール、香港への渡航履歴を有する者への、検疫措置は停止する。

(3) 地域感染の発生している国への渡航履歴を有する者に対し、監視を実施する。

(4) 検疫措置に係る費用は、渡航者自身が負担する（除く同国居住者）。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

【新型コロナウイルスに関する参考情報】

1. 新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～（首相官邸）

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html?fbclid=IwAR0mGSg0pcogc98Hb_syWiBaBG1-NVfu6sy15gcDhYjipMSw4lzL-sG4JII

2. 新型コロナウイルス感染症に関する情報リンク（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

3. 各都道府県の帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、ドミニカ国、セントビンセント、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、セントルシア、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。